

オンライン資格確認システム導入 2023年4月「原則義務化」**「やむを得ない事情がある場合」の経過措置を答申**

昨年12月23日に開催された中医協総会で、2023年3月末日時点でオンライン資格確認(以下、「オン資」)システムの導入が完了していない医療機関について、以下の経過措置(下表参照)が答申されました。

経過措置の適用を受けるには 2023年3月末日までに九州厚生局への届出が必要です。

	やむを得ない事情	経過措置の期限	補助金の支給要件(導入完了日)
①	2023年2月末日までにベンダーと契約したが、導入に必要なシステム整備が未完了	システム整備が完了する日まで (遅くとも2023年9月まで)	2023年9月末
②	オン資に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない	オン資に接続可能な光回線のネットワークが整備されてから6カ月後まで	2024年3月末
③	訪問診療のみ提供する医療機関	訪問診療のオン資(居宅同意取得型)の運用開始まで(2024年4月予定)	2024年3月末(※)
④	改築工事中、臨時施設の医療機関	改築工事が完了するまで 臨時施設が終了するまで	2023年9月末
⑤	廃止・休止に関する計画を定めている医療機関	廃止・休止まで (遅くとも2024年秋まで)	2023年9月末
⑥	その他特に困難な事情がある医療機関	特に困難な事情が解消されるまで	2023年9月末

(※)補助金交付期間

⑥の「その他特に困難な事情」について

★九州厚生局を通じて厚労省への照会で個別に判断されます。

- ・高齢の医師・歯科医師でレセプト取扱い件数が少ない
(目安:2023年4月時点、常勤の医師・歯科医師が高齢であって、月平均レセプト件数が50件以下)
- ・自然災害等により継続的に導入が困難
- ・その他例外措置又は①～⑤の類型と同視できる特に困難な事情がある場合

補助金を受けるための支給要件・期限

- Ⓐ 2022年12月31日までに、「顔認証付きカードリーダー」を申し込む
- Ⓑ 2023年2月28日までに、システム事業者(ベンダー)との契約を結ぶ
- Ⓒ 2023年3月31日までに、導入完了する
- Ⓓ 2023年6月30日までに、補助金の交付申請を行う

- Ⓐにおきましては、支払基金より、送付された紙申請書にて郵送申込みする場合は、記入日を12月末日とし、令和5年1月13日(金)までの必着でも、特例補助の対象となります。

※経過措置①②④⑤⑥を受ける場合、ⒸⒹ導入完了日は上記の通り延長されますが、3月末日までに九州厚生局へ届出が必要となります。

※経過措置③を受ける医療機関の補助金の手続き・支給要件については、示されておらず不明です。

届出など詳細は、「医療機関等向けポータルサイト」をご確認いただくか、九州厚生局(Tel 099-201-5801)へ、早急にご相談ください。

今後も「義務化」撤回の取組みを進めます。引き続きご協力をお願いします